和福障第４６号
令和８年４月１日
（２０２６年）

指定障害児通所支援事業者　各位

和歌山市長　　尾　花　正　啓
（　公　印　省　略　）

令和８年度福祉・介護職員等処遇改善加算について（依頼）

平素より、本市の障害福祉行政の推進につきましては、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和８年３月３１日付けで、厚生労働省及びこども家庭庁より、令和８年度福祉・介護職員等処遇改善加算に係る事務処理手順等が発出されましたので、周知いたします。

当該年度における加算の算定をお考えの事業者におかれましては、別添１の事務処理手順を十分にご確認の上、以下の期日までに必要書類のご提出をお願いいたします。

なお、処遇改善計画書の作成方法等に係るお問い合わせについては、専用窓口が設置されておりますので、そちらにご連絡をお願いいたします。

また、必要書類の提出は、事業ごとではなく、事業者（法人）ごとですので、障害福祉サービス等の複数の事業を実施されている場合でも、提出は１件となります。

【必要書類の提出について】
・提 出 先：和歌山市障害者支援課
・提出期日：令和８年４月１５日（水）
・必要書類：①変更届出書
②障害児通所給付費算定に係る体制等状況一覧表（令和８年４・５月分）
③障害児通所給付費算定に係る体制等状況一覧表（令和８年６月以降分）
④処遇改善計画書
⑤特別な事情に関する届出書　※該当する場合のみ
・提出方法：メール又は郵送
※メールの場合は、件名を「令和８年度処遇改善加算等の届出」と記載してください。
※郵送の場合で、お控えが必要な場合は、切手貼付の返信用封筒を同封してください。
※窓口混雑を避けるため、おそれいりますが窓口による直接のご提出はご遠慮いただけますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター

電話番号：０５０－３７３３－０２３０

受付時間：９：００～１８：００（土日・祝日含む）

【本課からお送りする書類】

・別添１　事務処理手順（国通知）
・別添２　変更届
・別添３　体制等状況一覧表（令和８年４月・５月分）
・別添４　体制等状況一覧表（令和８年６月以降分）
・別添５　処遇改善計画書（様式）
・別添６　処遇改善計画書（記載例）
・別添７　特別な事情に関する届出書

【留意事項】

処遇改善計画書は、基本情報入力シート、別紙様式２－１（総括表)、別紙様式２－２（個票（４、５月分))、別紙様式２－３（個票（６月以降))、参考（キャリアパス要件概要及びキャリアパス・賃金既定例）の５シートで構成されています。

処遇改善加算を４月、５月だけでなく６月以降も算定する場合は、別紙様式２－１（総括表）に加え、別紙様式２－２（個票（４、５月分)）及び別紙様式２－３（個票（６月以降))）の両方が必要になりますのでご注意ください。

また、４月・５月分の処遇改善加算と６月以降の処遇改善加算では、区分が異なるものがありますので、どの要件満たせば、どの区分が算定できるのかについて、詳細は別添１の事務処理手順をご確認ください。

和歌山市七番丁２３番地
和歌山市障害者支援課
指定審査グループ
障害児通所支援事業者指定担当：中谷
TEL：０７３－４３５－１３６０